

平成27年第6回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年3月27日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 安藏誠市  
同 委員 外松和子  
同 委員 長島良介  
同 教育長 河口浩

議 題

1 練馬区教育委員会委員長の選出について

2 議案

- (1) 議案第12号 区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について
- (2) 議案第13号 練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則
- (3) 議案第14号 練馬区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第15号 練馬区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第16号 練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第17号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第18号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第19号 練馬区教職員健康管理規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (11) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (12) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (13) 議案第24号 練馬区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- (14) 議案第25号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則

3 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する

陳情書〔継続審議〕

- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

4 協議

- (1) 練馬区立中学校選択制度の改善について〔継続審議〕
- (2) 制度改革に伴う教育委員会から教育長に委任された事務の報告について

5 報告

- (1) 教育長報告
  - 平成27年予算特別委員会における質問項目について
  - 「みどりの風吹くまちビジョン」について
  - その他
    - 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
    - その他

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    11時22分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人

同 光が丘図書館長	加藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木村 勝 巳
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

#### 委員長

ただいまから、平成27年第6回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方が、三人おいでになっていらっしゃる。よろしくお願いします。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議題1件、議案14件、陳情9件、協議2件、教育長報告3件である。

#### 議題1 練馬区教育委員会委員長の選出について

#### 委員長

初めに、議題の1番、練馬区教育委員会委員長の選出についてである。この案件については本年4月10日までが委員長および委員長の職務を代行する委員の任期となっているが、引き継ぎなどスムーズに新体制に移行できるよう、本日、新たな委員長と委員長の職務を代行する者の選出を行うものである。

この案件について事務局より説明することがあれば、お願いします。

#### 教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の12条の規定によって、委員長と委員長の職務を代行する者の任期は1年と定められている。当区の場合、現委員長と委員長の職務を代行する者の任期は本年4月10日までとなっている。そこで、4月11日以降の委員長と職務を代行する者の選出が必要となっている。

なお、委員長については再任も可となっているものである。

選出方法については、練馬区教育委員会会議規則に基づいて、委員長及び職務を代行する者は全委員の合意により選出することと定められているものである。

説明については以上である。

#### 委員長

ただいま説明があったように、新しい委員長及び委員長の職務を代行する者の任期は平成27年4月11日から平成28年4月10日までの1年間となる。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により選出したいと思う。

まず、選出の方法についてお諮りする。委員長及び委員長の職務を代行する者につい

ては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育長を除く委員の中から選出することになっている。

そこで、委員長を兼任することのできない教育長より推薦していただきたいと思うが、いかがか。

委員一同

はい。結構である。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

教育長

それでは委員長からのお話があったので、私から推薦させていただく。新委員長には内藤委員の再任をお願いしたいと思う。それから、委員長の職務を代行する委員には外松委員を推薦する。

以上である。

委員長

ただいま教育長より推薦があったが、皆様はいかがか。

委員一同

結構だと思う。

委員長

それでは、そのように決定させていただきたいと思う。

一言ご挨拶させていただきたいと思う。私、個人的にはどなたか新しい方にかわっていただいたほうがよろしいのではないかと考えていたが、ただいまご推薦いただいたこと、また教育委員会の制度改革が今過渡期にあるということなので、しばらくの間は私が継続させていただきたいということで、皆様のご協力を今まで以上によりしくお願いしたいと申し上げてお引き受けさせていただきたいと思う。

どうぞよろしく願います。

委員一同

願います。

委員長

外松委員から何かあるか。

外松委員

今、内藤委員長からお話があったとおりである。私も委員長が無事で委員長の職を務

めていただけたらありがたいと思っているが、万が一のときは委員長のもとにはせ参じ  
るという覚悟で務めさせていただきたいと思う。  
どうぞよろしく願います。

委員長

任期は先ほどもあったとおり4月11日からとなる。したがって、次回までは現体制  
で会議を行ってまいりますので、よろしく願います。

(1) 議案第12号 区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

委員長

次に、議案である。議案第12号、資料1、区長の権限に属する事務の補助執行に関  
する協議について。  
では、この協議について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見やご質問をお伺いする。よろしいか。  
組織改正に伴う修正ということであるので、内容的には変わっていないということで  
よろしいか。  
それでは、ここでまとめたいと思う。議案第12号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第12号については「承認」とする。

(2) 議案第13号 練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則

委員長

次の議案である。議案第13号、資料の2、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関  
する規則。  
それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご質問やご意見があったらお願いします。

教育長

少しわかりづらいのだが、今度、制度が変わって、教育長が新教育長になれば委員長の職も一緒に教育長が行うわけである。その新教育長の職務代理者であるから、もし新教育長に何かあった場合には新教育長の仕事の全部を代理しなければならなくなる。今までは委員長の職務代理者であるから委員長のこういう教育委員会を仕切るといったことだけで済んでいたが、事務局を束ねる、事務局の仕事の進行管理も含めて全部職務代理者の仕事になってしまうと、これまた大変なことになるので、そうした場合には教育振興部長がまず第1順位に、次に第2順位としてこども家庭部長、第3順位が教育総務課長というふうにあらかじめ3人を指定しておけば、教育委員会の事務局を束ねることについては職務代理者が担う必要がなくなるということで、こういう規定をあらかじめつくっておこうということである。

したがって、今の私が在職する間は、これは関係ないわけである。そういうことが付則で書いてあるということである。

委員長

今のご説明でよりわかったかと思うが、ご意見やご質問はあるか。

新教育長が選ばれた時点でもし何かあったときに、その職務を2つに分けるような形、簡単に言えばそういうことかと受けとめた。

ご質問やご意見なしということで、これによるしいということでしょうか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第13号については「承認」とする。

- (3) 議案第14号 練馬区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第15号 練馬区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第16号 練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第14号、資料3、練馬区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則、議案第15号、資料4、練馬区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、議案第16号、資料5、練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則、これらの議案については関連する内容と思われるので、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。特によろしいか。

外松委員

改正に伴うものなので、よろしいかと思う。

委員長

ということで、まとめたいと思う。議案第16号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第14号、議案第15号、議案第16号については「承認」とする。

(6) 議案第17号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第17号、資料6、練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

皆様のご意見、ご質問があったらお願いします。

これについても新たな行政課題に対応するために係を新設したり、または名称を変えたりというような適切な改正が行われていると思われるので、これについても承認ということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、これでまとめたいと思う。議案第17号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第17号については「承認」とする。

(7) 議案第18号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第18号、資料の7、練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則。

それでは、この議案について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願いします。よろしいか。

「許可」を「承諾」ということで、引き受けますという区の姿勢がよくあらわれていると感想を持った。適正に改められていると思うので、私としては結構だと思うが、皆さんもよろしいか。

それでは、議案第18号については「承認」とする。

(8) 議案第19号 練馬区教職員健康管理規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第19号、資料8、練馬区教職員健康管理規則の一部を改正する規則。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見やご質問あったら、お願いします。

特にないようなので、議案第19号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長



それでは、議案第19号については「承認」とする。

- (9) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (11) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (12) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (13) 議案第24号 練馬区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- (14) 議案第25号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第20号、資料の9、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第21号、資料10、練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第22号、資料11、練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第23号、資料12、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第24号、資料の13、練馬区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第25号、資料14、練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則、これらの議案については関連する内容と思われるので、あわせて説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願いします。

それでは、特にご意見、ご質問がないようであるので、まとめたいと思う。議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について

- 〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
  - (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
  - (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
  - (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
  - (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
  - (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
  - (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
  - (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情9件については事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員長

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立中学校選択制度の改善について

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立中学校選択制度の改善について。この協議案件については、本日は「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

ではそのようにさせていただく。

協議(2) 制度改革に伴う教育委員会から教育長に委任された事務の報告について

委員長

次の協議案件である。

協議(2)制度改革に伴う教育委員会から教育長に委任された事務の報告について。この協議案件については本日新たに提出されたものである。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

先ほどご説明の中で委任事務に関するものは引き続き報告する。そして、(1)から(23)については学校に、または園に任せているのでというお話があったが、事務局からこうしたらよいという原案というか、そういったようなものが今のほかに何かあるようだったらご説明いただけるとありがたい。

教育総務課長

先ほど申した2条1項に規定される事項の(1)から(23)は、既に校長等に再委任しているので報告の必要はないと私どもは考えているところである。

(24)から(32)までについては、これは現在、教育長の権限となっていて、事務局の課長等には再委任はしていないところであるが、(1)から(23)までと同様に、こちらの中身については定型的、事務的な中身にかかわるもので、さほど高度な判断を必要としないものと受けとめているので、こちらについても(1)から(23)と同様な形で、特に教育委員会に報告する必要性はないかと考えているところである。

規則第2条第2項の部分については、これまでも既に教育委員会にはご報告させていただいているので、この2条2項の部分を今後同様な形で報告をする案件ということで規則を制定して、明確にできればと考えているところである。

教育委員会の権限の委任に関する規則の中でこの2条2項に関するものについて適宜、教育委員会に報告しなければならないというような形の規定を加えさせていただければと考えている。

委員長

今、少し補足説明していただいて、皆様のご理解も少し進んだかと思うが、ご質問やご意見があればお願いします。

教育長

課長から冒頭話があったが、なぜこういう規定がなされたかという、繰り返し申し

上げるが、今度は新教育長は委員長と教育長の両方を兼ねて教育委員会を束ねるわけだから、ある意味では権限が集中してしまうところがある。それに対して教育委員会として教育長に対してチェック機能を果たさなければいけないということがあって、教育長に委任したものについては項目を決めて、委員会に必ず報告するようにというような仕組みにしたのである。

教育長に委任されたことというのは規則2条1項については32項目、2条2項に関しては8項目あるわけだが、特に第1項にかかわる部分32項目は、見ていただくと分かるが本当に事務的なもので、一つ一つの中身について教育委員会として判断していただくかなくてはいけないものというのではないし、仮に教育長が独断専行でこれを執行したとしても、それは別な形でチェックできるわけであって、この項目自体を一つ一つまた教育委員会に報告するとなると、教育委員会の運営に支障が出かねないと思っているので、事務局としては1項の32項目についてはあえて教育委員会に報告をしなくてもよいかという考えではいる。

ただ、いやいや、そうはいても法の趣旨からすると新教育長に対するチェック機能を果たすというのが教育委員会の役割の一つなのだから、少なくとも24番から32番についてはきちんと教育委員会に報告してくださいと仕切るのも一つの形式だとは思う。

第2項の関係については、これまでも(1)から(8)は委任されているが、これらについてはほとんどきちんと報告を今までもしているのだから、これは当然報告をして、内容をチェックしていただくべき中身だと思っているから、これについてはきちんと教育委員会に報告すべき項目として規定整備すべきだと事務局では考えていると、そういう内容である。

#### 委員長

委員の皆さんのご意見、ご質問をお願いします。

今のご説明では32番までについては大変事務的な事柄であるので、一つ一つこの会上げるとは必要ないのではないかとのご意見であるが、私もそう感じている。それから、2条2項については今までも議題に上げていただいて、内容がよくわかり、また大事な点だということでも話し合うべき内容だと感じていたので、この点については残しておくという説明があって、私もそれでよろしいかと思う。

ただ、今までも必要に応じて、例えば不登校の状況がどうであるとか、いじめの状況がどうであるとか、そういう何か突発的なことが起きたり、または定期的に学校の様子や園の様子、児童館の様子等お尋ねしたいことがあったときには、報告をお願いするということが今までもやっていたかと思うが、そういう事柄については定例会の中で資料要求というか、説明要求という形ではできると考えていてよろしいか。

#### 教育総務課長

そちらの内容についてはもともと教育委員会の権限に属する事項であるので、もちろん教育委員会の中でご報告はさせていただく。

#### 委員長

この項目にやや関連しながらも、そういうようなことがあったらば出していただくことは可能であるということである。よろしいか。

外松委員

ただいまの説明を伺ったのと、それからあと基本的には今、内藤委員長がおっしゃったようなことを私もそういうことでよいかと思っている。ただ、教育長から委任されている学校現場の事務、その辺も、何か例えば事があったり、それは大事な事故とかそういうことではなく、この事務のことでもう少しこんなふうにしていきたいとか、こういう事務の量の関係が現場では非常に過重負担になっているとか、何かいろいろ課題があったときは、それは多分事務局のほうで、どこか、そういう声を受けとめる場所があるかと思うが、現場的なことで何か課題が生じているときは、ぜひ、私たちもそれについて認識して、どう対応していけばよいのかとか、そういうことが話し合えるように、そういう筋道だけはお願いしたいと思う。

委員長

ほかの方、いかがか。

今話し合われているのは教育長に委任された事務の報告ということであるので、その点をご了解いただけたということですのでよろしいか。

その他、課題等があるときは教育委員会で、どういうことを話し合うかということは別の形で積極的に話し合っていきたいと私も思う。

では、ここでまとめたいと思う。制度改革に伴う教育委員会から教育長に委任された事務の報告については、本日の協議結果をもとに規則改正を行うこととし、協議を終了したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

#### (1) 教育長報告

平成27年予算特別委員会における質問項目について

「みどりの風吹くまちビジョン」について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は3件ご報告する。

委員長

それでは、報告の1番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

皆様のご意見、ご質問を願います。

質問させていただくが、どういう趣旨のご発言だったかということをお聞きしたいと思う。1ページ目の4番と5番、それから6番、18番、23番について、どういう趣旨のご発言だったかをお伺いしたいと思う。

教育企画課長

それでは、私から4番、5番、6番について、趣旨の説明をさせていただきたいと思う。まず、4番の学校適正配置と小中一貫教育校であるが、こちらについては学校適正配置を基本的には進めるべきという立場からご質問いただいたものである。流れとして、光が丘地域においての小学校適正配置後の小学校の状況、それから現在過小規模となっている学校の今後の見通し、それから光が丘地区で実施した第1次実施計画に続いて第2次実施計画をどのように検討しているかということの経過を、まずお聞きになった。

それから、小中一貫教育校について、あわせて大泉桜学園の児童・生徒数の推移、実際に生徒数が増えてきているというお話のご指摘があって、最後に、国の制度改革が今国会に法律が提出されているが、学校教育法の改正の関係での一貫教育のところについて、どういう内容なのかというお問い合わせがあったものである。

それから、5番については選択制との関係で小規模学校が出ている部分があるが、それはどうするのだという話。それから、そういった小規模校についての関係で適正配置をどうしていくのか、あるいは入り組んだ通学区域がある中で、小中一貫教育あるいは選択制との関係が、言ってみれば齟齬が生じているのではないかというようなご指摘。それらをあわせて3つのことが相互に一体不可分の関係にあるだろうということで、総合的な方針をこの際考えていくべきだろうというご質問であった。

それから、6番のICTを活用した教育である。これは3名の方からご質問いただいているが、今回、来年度予算に出ている校内LANの整備の範囲であるとか、具体的な活用方法がどうなっているのか、また今後進めていくに当たってのモデル校的なものはどうなのか、また機器の整備についての考え方はどうなのか、教員のICTを活用した授業ができるためのスキルアップの話であるとか、またもう少し広く学校内だけにとどまらず家庭教育の中でもICTを活用して学校との連携を図っていったらどうだといったような趣旨でご質問があったところである。

#### 学校教育支援センター所長

18番、ソーシャルワーカーの活用ということである。ソーシャルワーク事業、今年度から開始されたところであって、また新年度には新しい職員もつく、こういうような状況となっている。ソーシャルワーカーの活動は、手を入れたからすぐに結果が出るというようなことではなく、丁寧に地道に支援をしてほしいというようなことであった。また、直ちに登校という形ではないにしても、1回支援をやって、その支援に対する対応があったとしても、その先にもつなげていくような教育をしてもらいたいというような趣旨のことをベースにした話であった。

#### 教育総務課長

23番の教職員の勤務実態調査についてのご質問である。これについてはこれまでも議会のほうからも同じようなご質問をいただいている。教職員の勤務実態が、長時間労働が多いというような状況がある中で、教育職員に限らず事業主は働いている人の勤務実態をきちんと把握すべきであり、把握した上で長時間の者については一定の措置をする必要があるというような国の通知があるので、それにのっとった形できちんと現実を把握すべきであろう。タイムレコーダーの設置であるとか、そのようなことで図るべきだろうという形のご質問をいただいているところである。

私どもとしては、それぞれ学校現場では管理職である校長、副校長が教員の勤務実態については現場できちんと把握して、早く帰るように働きかけなどを行っているというところでお答えさせていただいたところである。そのあたりについて国の通達等に従ってやっていってほしいという形での強い要請をいただいたところである。

#### 委員長

ありがとう。  
ほかの委員の方、いかがか。

#### 外松委員

それでは、1ページの最後の27番であるけれども、練馬区は学校給食の食材については安心・安全ということできちんと測定をされたものを、提供しているわけであるが、この方はどういうことでこのような質問をされたのか。

#### 施設給食課長

原発由来の放射能と自然の放射能とあると思うが、放射能について不安がすごく高い。だから、使用する食材は全部調べなさいと。我々は放射能について、流通しているものは検査を受けているものが流通しているから基本は安全だという考え方。その考え方の違いがあって、通常、流通しているものに対しても放射能の危険性があるという立場でご質問されて、見解の相違があった。

#### 委員長

ほかにあるか。よろしいか。

外松委員

3ページの5番目のところの1番である。コミュニティスクールについてはいかがか。

教育指導課長

コミュニティスクール、国のほうで話題になっているが、練馬区の実情としては、まず地域に開かれた学校づくりの推進ということで、地域人材の活用、また地域人材リスト等についても今後検討してまいるといようなことで答弁させていただいた。

委員長

ほかの方はご質問、ご意見あるか。

2ページに戻って8番の保育所の委託化について、17番の子育てのひろば事業の充実について、それから25番と26番についてもどうのご意見だったのか教えていただけたらと思う。8番、17番、25番、26番、願います。

保育計画調整課長

8番の保育所の委託化についてである。これまでの委託化について区がどういう評価をしているかということと、それと、今後の予定についてのご質問だった。委託については現在順調な運営が行われているという話と、今後の委託の計画については来年度、全庁的に区政改革の取組を進めるので、その中であわせて検討していくとお答えした。

練馬子ども家庭支援センター所長

17番の子育てのひろば事業の充実についてである。こちらについては平成27年4月からひろば事業の時間延長であるとか、事業の拡大を計画している。それについて具体的にご質問であった。こちらとしては、子育てひろばの充実ということで、お困りのお母様たちのご相談の場ということで、朝9時から夕方5時まで行っていくというような説明をさせていただいたところである。

こども施策企画課長

25番、26番の質問についてである。まず、25番、ねりっこクラブについては、4人の方からご質問があった。ねりっこクラブの事業とはいかなるものかと。それから、平成27年度の予算見積もりの内容、推進に当たって学校の理解あるいはタイムシェアをいかに進めていくのか。それから、学校応援団、学童クラブの関係性、その関係者との合意形成あるいは調整、推進をいかに進めていくのかといった趣旨のご質問をいただいている。

それから、26番、練馬こども園の認定についてであるが、こちらでも2人の方からご質問があって、練馬こども園の実施に至る背景であるとか、認定に際して適用する基準について。また私立幼稚園と認証保育所との接続というものも練馬こども園の一つの要件だが、これはいわゆる3歳の壁に対応するという趣旨であるが、練馬こども園の推進によって認証保育所の経営にいかなる影響があるのか、そういった趣旨のご質問があっ



た。

委員長

ありがとう。  
大きな関心を持っていろいろご質問していただいているということを感じた。  
ご質問、ご意見はほかにはないか。よろしいか。

外松委員

よろしいか。同じく2ページの最後、28番、こども発達支援センターの相談体制について、これはどういう角度からの質問だったのか。

子育て支援課長

こども発達支援センターについては障害のあるお子さんの相談を受けるという施設であるが、開設はしたが待ち時間というか、申し込みをしても実際相談できるのは半年後ということのご指摘があって、これはもう少し改善できないかということでご質問があって、福祉部の担当から答弁させていただいたところである。

こども家庭部長

補足させていただく。こども発達支援センターは福祉部の所管である。ご案内のことかと思う。それについて、通常ならばこども家庭費ではないところでご質問があるべきところだったが、子供関連ということで出てまいった。

ただいま子育て支援課長が申し上げたとおり、非常にケースが多くなって、予約を入れても、昨年度は半年ぐらい待たないといけないなど、近年でも4カ月ぐらい待たないとなかなか相談までに時間がかかってしまうというようなことがあって、それについてのご質問ということである。所管のほうではできる限り迅速に対応していきたいというようなお答えをしたものと考えている。

委員長

ほかにご質問あるか。特にないということでよろしいか。次に行ってよろしいか。  
それでは、報告の2番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

委員の皆様のご意見、ご質問をお伺いする。

外松委員

今ご説明いただいたが、ここで何回か話し合われていたことも加味していただいて、文言も整理されて、皆さんにわかりやすい形になったと思う。このように整理されてき

て、やっていかなければならないことが私たちにとってもより明確になったと感じている。

委員長

ほかの方、いかがか。

このビジョン全体で感じたことであるが、グラフや、図、表が適切に入っていることにより大変理解しやすいと思った。

白書の16ページ、17ページに、全国学力・学習状況の調査結果をこのように棒グラフに、柱状グラフになっている形である。このようになっていると概要がつかみやすいという印象を改めて感じた。区民の多くの方が期待感を寄せるような大変前向きな感じのするビジョンが構成されていると私は感想として持った。

よろしいか。ご意見や感想は特にないか。

外松委員

白書編も充実している。

委員長

練馬の特色がよくわかると思った。

それでは、その他の報告をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

特にご意見、ご質問はないか。

その他の報告はないか。

それでは、以上で第6回教育委員会定例会を終了する。